

大阪市防災力強化マンション認定制度認定マーク使用取扱要領

制 定 平成 21 年 12 月 10 日
最近改正 平成 24 年 10 月 31 日

（目的）

第 1 条 この要領は、大阪市防災力強化マンション認定制度要綱（平成 21 年 5 月 19 日制定。以下「要綱」という。）に基づき計画認定又は認定を受けた民間マンションであることを示す認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 認定マークは、別紙に定めるとおりとし、著作権は大阪市に帰属する。

（使用対象）

第 3 条 認定マークは、大阪市が使用するほか、要綱に基づく計画認定又は認定を受けた民間マンションが計画認定又は認定を受けた民間マンションであることを示す場合に使用できるものとする。ただし、市長が必要であると認める場合はこの限りでない。

（使用できる者）

第 4 条 認定マークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）要綱に基づく計画認定又は認定を受けた申請者及びその共同事業者

（２）その他、市長が使用を認めた者

２ 認定マークを使用する者（以下「使用者」という。）は、認定マークの使用に当たっては、信義に従い、誠実にこの取扱要領を履行しなければならない。

（使用料）

第 5 条 認定マークの使用料は無償とする。

（使用時の取扱い）

第 6 条 使用者は、認定マークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。

（１）サイズを拡大・縮小して使用する場合は、原則として縦横の比率を変えないこと。

（２）認定マークのデザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用はしないこと。

（３）認定マークのデザインを自己のものとして商標又は意匠に使用又は登録しないこと。

２ 認定マークの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、大阪市は一切の責任を負わない。

（その他）

第 7 条 使用者は、この要領について疑義が生じた場合は、大阪市と協議する。

附 則

この要領は平成 21 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は平成 24 年 10 月 31 日から施行する。

